三　組織変更株式交付子会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき　その旨
四　組織変更株式交付子会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合　その旨
五　組織変更株式交付子会社につき最終事業年度がない場合（組織変更をする相互会社が組織変更株式交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。）　その旨
六　前各号に掲げる場合以外の場合　計算規則第六編第二章の規定（組織変更株式交付子会社が保険業を営む株式会社である場合にあっては、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第二号の二）による組織変更株式交付子会社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（組織変更株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあっては、組織変更をする相互会社がその内容を知らないときは、その旨）

（組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額）

第四十五条の二十四　法第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

［条を加える。］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の二十五　法第九十六条の九の四第一項第三号（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　交付対価について参考となるべき事項
二　組織変更をする相互会社の計算書類等に関する事項
2　この条において「交付対価」とは、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。
3　第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第九十六条の九の四第一項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。）とする。
一　交付対価として交付する組織変更後株式会社の株式に関する次に掲げる事項
イ　当該組織変更後株式会社の定款の定め
ロ　次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項
(1)　交付対価を取引する市場
(2)　交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
(3)　交付対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容
ハ　交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
ニ　組織変更をする相互会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容
(1)　最終事業年度
(2)　ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第五十四条の七第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度

［条を加える。］